官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則（最高裁一三）　二
〔法規的告示〕
○幼稚園教員資格認定試験を受けることができる資格を定める件の一部を改正する告示（文部科学一二九）　三
○国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示（国土交通九四九）　四
○ニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園区域を変更する件（環境六八）
○ニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園計画を変更する件（同六九）
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三四四）　五
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一五三四）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業一五五）
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第二十四条第一項の規定による届出の件（経済産業・環境八）
○高速自動車国道に関する件（国土交通九五〇～九五三）
○水先人に免許を与えた件（同九五四）
〔国会事項〕
保障契約証明書の無効について　七
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（関東運輸局）　七
（兵庫労働局最低賃金公示三）　七
〔公告〕
諸事項
官庁
財団、証票無効、公示送達関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　二六

最高裁規則

○最高裁判所規則第十三号

家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十七日

最高裁判所

家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則

（家事事件手続規則の一部改正）

第一条　家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一編　略］	［第一編　同上］
第二編　家事審判に関する手続	第二編　［同上］
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　家事審判事件	第二章　［同上］
［第一節～第七節　略］	［第一節～第七節　同上］
第八節　親権に関する審判事件（第九十五条―第九十六条）	第八節　親権に関する審判事件（第九十五条・第九十六条）
［第九節～第二十一節　略］	［第九節～第二十一節　同上］
第三編　家事調停に関する手続	第三編　［同上］
第一章　総則	第一章　［同上］
［第一節～第四節　略］	［第一節～第四節　同上］
第五節　調停の成立によらない事件の終了（第百三十二条・第百三十二条の二）	第五節　調停の成立によらない事件の終了（第百三十二条）
［第六節　略］	［第六節　同上］
［第二章～第四章　略］	［第二章～第四章　同上］
［第四編　略］	［第四編　同上］
附則	附則
（申立ての取下げの理由の明示等・法第百六十九条の二）	［新設］
第九十五条の二　法第百六十九条の二の規定による申立ての取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければならない。	
2　前項の取下げについては、第五十二条第一項の規定は、適用しない。	
3　法第百六十九条の二の許可があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。	（調停をしない場合等の取扱い・法第二百七十一条等）
（調停をしない場合等の取扱い・法第二百七十一条等）	**第百三十二条**　［同上］
第百三十二条　［略］	［2　同上］
［2　略］	3　第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げがあった場合について準用する。
3　第一項の規定は、家事調停（親権者の指定の調停を除く。）の申立ての取下げがあった場合について準用する。	（申立ての取下げの理由の明示等・法第二百七十三条）
（申立ての取下げの理由の明示等・法第二百七十三条）	［新設］
第百三十二条の二　法第二百七十三条第三項の規定による申立ての取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければならない。	
2　法第二百七十三条第三項の許可があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部改正）

第二条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第二章　略］	［第一章～第二章　同上］
第三章　家事事件の手続に関する特則	第三章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　子との交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則（第九十三条―第九十五条）	第二節　面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則（第九十三条―第九十五条）
［第四章　略］	［第四章　同上］
附則	附則

第二節　子との交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則 （申立書の記載事項の特則） **第九十三条**　法第六条第一項に規定する外国返還援助の決定若しくは法第十七条第一項に規定する日本国交流援助の決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が、子との交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は家事調停の申立てをするときは、当該家事審判又は家事調停の申立書に当該各決定を受けた旨又は子の返還の申立てをした旨を記載しなければならない。 （住所等表示部分の閲覧等に関する規定の準用・法第百四十九条） **第九十五条**　子との交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中の住所等表示部分に関する家事事件手続法第四十七条第三項の申立てについては、第二十五条の規定を準用する。 2　子との交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に法第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載され、又は記録されたものがある場合における当該事件の記録の正本、謄本又は抄本の様式及び当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付については、第二十四条から第二十六条までの規定を準用する。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	第二節　面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則 （申立書の記載事項の特則） **第九十三条**　法第六条第一項に規定する外国返還援助の決定若しくは法第十七条第一項に規定する日本国面会交流援助の決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が、子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は家事調停の申立てをするときは、当該家事審判又は家事調停の申立書に当該各決定を受けた旨又は子の返還の申立てをした旨を記載しなければならない。 （住所等表示部分の閲覧等に関する規定の準用・法第百四十九条） **第九十五条**　子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中の住所等表示部分に関する家事事件手続法第四十七条第三項の申立てについては、第二十五条の規定を準用する。 2　子との面会その他の交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に法第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載され、又は記録されたものがある場合における当該事件の記録の正本、謄本又は抄本の様式及び当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付については、第二十四条から第二十六条までの規定を準用する。

附　則

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

法規的告示

○文部科学省告示第百二十九号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第三条第一項の規定に基づき、幼稚園教員資格認定試験を受けることができる資格を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月十七日

文部科学大臣　阿部　俊子

幼稚園教員資格認定試験を受けることができる資格を定める件の一部を改正する告示

幼稚園教員資格認定試験を受けることができる資格を定める件（平成三十年文部科学省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
教員資格認定試験規程第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める資格は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号若しくは第二号に該当する者として保育士となる資格を有した後、又は地域限定保育士試験（同法第十八条の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験をいう。）若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「児童福祉法等一部改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第六項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により児童福祉法等一部改正法の施行の日前に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験及び児童福祉法等一部改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例により同日以後に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験をいう。）に合格した後、次のいずれかに該当する者として通算して三年以上在職したもの（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）とする。 一・二　［略］ 三　次に掲げる施設の保育士（当該施設が児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある場合にあっては、保育士、当該認定地方	教員資格認定試験規程第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める資格は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六に規定する保育士となる資格を有した後、次のいずれかに該当する者として通算して三年以上在職したもの（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）とする。 一・二　［同上］ 三　次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る児童福祉法等一部改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士） ア～ウ　［略］	ア～ウ　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百四十九号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月十七日　国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成三十年国土交通省告示第四百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	
許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）	
（略）	
とび・土工事業	一～二十　（略） 二十一　登録道路等法面保護基幹技能者 二十二　登録斜面防災基幹技能者
石工事業	一　登録エクステリア基幹技能者 二　登録石材施工基幹技能者

改正前	
許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）	
（略）	
とび・土工事業	一～二十　（略） （新設）
石工事業	登録エクステリア基幹技能者

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第六十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第二項の規定に基づき、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省及び北海道庁に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月十七日　環境大臣　浅尾慶一郎

一　追加する区域

北海道虻田郡倶知安町内国有林後志森林管理署七林班、八林班、十林班及び十一林班の各一部

二　削除する区域

北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ一条及び字山田の各一部

三　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第六十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第二項の規定に基づき、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省及び北海道庁に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月十七日　環境大臣　浅尾慶一郎

一　特別地域に次の区域を追加する。

北海道虻田郡倶知安町内国有林後志森林管理署七林班、八林班、十林班及び十一林班の各一部

二　特別地域から次の区域を削除する。

北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ一条及び字山田の各一部

三　第三種特別地域に次の区域を追加する。

北海道虻田郡倶知安町内国有林後志森林管理署七林班、八林班、十林班及び十一林班の各一部

四　第三種特別地域から次の区域を削除する。

北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ一条及び字山田の各一部

五　次の単独施設を削除する。

種類	位置
宿舎	北海道虻田郡倶知安町（比羅夫）
駐車場	北海道虻田郡倶知安町（比羅夫）
運動場	北海道虻田郡倶知安町（比羅夫）

六　次の道路を削除する。

（一）車道

北海道虻田郡倶知安町（山田・国定公園境界）から同町（比羅夫駐車場）まで

七　公園計画を表示した図面（省略）

（略）

さく井工事業	一　登録さく井基幹技能者 二　登録斜面防災基幹技能者

（略）

（略）

さく井工事業	登録さく井基幹技能者

（略）

その他告示

○総務省告示第三百四十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月十七日　　総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　令和七年度ジブチ共和国に対する能力構築支援（施設）派遣事業参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年十月十九日から令和七年十二月二十一日まで
三　派遣人数（概数）　十四人程度
四　派遣地域　ジブチ共和国

○農林水産省告示第千五百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月十七日　　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分 ／ 大臣管理漁獲可能量 （略） ／ （略） するめいか小型するめいか釣り漁業 ／ 4,900 （略） ／ （略） 第六～第八　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分 ／ 大臣管理漁獲可能量 （略） ／ （略） するめいか小型するめいか釣り漁業 ／ 4,200 （略） ／ （略） 第六～第八　（略）

○経済産業省告示第百五十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百三十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十月十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正

災害名	地域		指定の期間
令和七年八月六日からの前線による大雨に伴う災害	石川県	金沢市	令和七年八月七日から令和七年十二月十六日まで
	山口県	宇部市	
	福岡県	福津市	

熊本県		
熊本市 八代市 玉名市 上天草市 宇城市 天草市 下益城郡美里町 玉名郡玉東町 玉名郡長洲町 上益城郡甲佐町 八代郡氷川町		
鹿児島県		
薩摩川内市 曽於市 霧島市 姶良市		

○経済産業省環境省告示第八号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第二十四条第一項の規定による届出があったので、同規則第三十五条第二号の規定に基づき公示する。

令和七年十月十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正
環境大臣　浅尾慶一郎

(一)　登録講習機関の名称　一般社団法人日本砕石協会

(二)　登録講習機関の代表者の氏名

変更後	変更前
越智　良幸	才田　善之

(三)　変更年月日　令和七年十月十五日

○国土交通省告示第九百五十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
桑名市長島町松蔭三七八番二から同市長島町松蔭六〇八番まで	前	最大　七四一 最小　四四六	一四一
	後	最大　七四一 最小　四七三	

○国土交通省告示第九百五十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岡崎市洞町字東丸根一六番一から同市洞町字東丸根一七番三まで	前	最大　二四七 最小　一四五	四三
	後	最大　二四七 最小　一四五	

○国土交通省告示第九百五十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南魚沼市小栗山一一七番から同市小栗山九三番二まで	前	最小　五三 最小　三六	四七
	後	最大　五〇 最小　三三	

○国土交通省告示第九百五十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　近畿自動車道名古屋亀山線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
愛知県海部郡蟹江町大字西之森字談合田一一番一から同県海部郡蟹江町大字蟹江新田字東中瀬三八番三まで	前	最小　二一三	七八三
	後	最大　二一七 最小　二一三	
津島市鹿伏兎町稗田一番一から同市鹿伏兎町西永和三一番二まで	前	最大　二二五 最小　二一三	一三七四
	後	最大　二二五 最小　二一三	
愛西市大井町石池三九六番から同市西條町相之江四番五まで	前	最大　二一八 最小　二一三	二五三一
	後	最大　二一八 最小　二一三	

○国土交通省告示第九百五十四号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四六五号	落合　眞和	東京都	令和七年十月一日	伏木水先区

国会事項

衆議院

臨時国会召集決定通知書受領

十月十五日石破内閣総理大臣から次の書面を受領した。

内閣閣第一四六号
令和七年十月十五日
内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀　福志郎殿

政府は、当面の諸案件の審議を求めるため、来る十月二十一日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、よろしくお取り計らい願います。

なお、本年九月十日衆院発第一四〇号をもって送付のあった臨時国会召集要求書に対しては、本日、貴院議員笠浩史君外二百三十八名の代表者笠浩史君、遠藤敬君、古川元久君、山川仁君、塩川鉄也君、福島伸享君、鈴木敦君、河村たかし君、新垣邦男君宛て別紙書面を送付しましたので、お含みおき願います。

（別紙）

内閣閣第一四六号
令和七年十月十五日
内閣官房長官　林　芳正

衆議院議員　笠　浩史殿
衆議院議員　遠藤　敬殿
衆議院議員　古川　元久殿
衆議院議員　山川　仁殿
衆議院議員　塩川　鉄也殿
衆議院議員　福島　伸享殿
衆議院議員　鈴木　敦殿
衆議院議員　河村たかし殿
衆議院議員　新垣　邦男殿

さきに、貴殿方を代表とする笠浩史君外二百三十八名の方々から衆議院議長を経由して内閣総理大臣宛て臨時国会の召集要求書の提出がありましたが、政府は、来る十月二十一日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、御了承願います。

参議院

臨時国会召集決定通知書受領

十月十五日臨時国会召集決定に関し次の通知があった。

令和七年十月十五日
内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

政府は、当面の諸案件の審議を求めるため、来る十月二十一日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、よろしくお取り計らい願います。

なお、本年九月十一日参庶文発第四四号をもって送付のあった臨時国会召集要求書に対しては、本日、貴院議員斎藤嘉隆君外百二十名の代表者斎藤嘉隆君、伊藤孝恵君、柴田巧君、梅村みずほ君、仁比聡平君、伊勢崎賢治君、北村晴男君、伊波洋一君、安野貴博君、福島みずほ君宛て別紙書面を送付しましたので、お含みおき願います。

（別紙）

令和七年十月十五日
内閣官房長官　林　芳正

参議院議員　斎藤　嘉隆殿
参議院議員　伊藤　孝恵殿
参議院議員　柴田　巧殿
参議院議員　梅村みずほ殿
参議院議員　仁比　聡平殿
参議院議員　伊勢崎賢治殿
参議院議員　北村　晴男殿
参議院議員　伊波　洋一殿
参議院議員　安野　貴博殿
参議院議員　福島みずほ殿

さきに、貴殿方を代表とする斎藤嘉隆君外百二十名の方々から参議院議長を経由して内閣総理大臣宛て臨時国会の召集要求書の提出がありましたが、政府は、来る十月二十一日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、御了承願います。

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
財務大臣加藤勝信海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　村上誠一郎
内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上十月十五日）

最高裁判所

新潟地方裁判所判事・新潟簡易裁判所判事
松村　徹
千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所長を命ずる
千葉簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事
三輪　方大
司法研修所教官に充てることを解く
新潟地方裁判所判事に補する
新潟地方裁判所長を命ずる
新潟簡易裁判所判事に補する
新潟簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　品田　幸男
部の事務を総括する者の指名を解く
司法研修所教官に充てる
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
橋爪　信
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上十月十二日）

官庁報告

官庁事項

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第四十四条において準用する第十七条第四項及び第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項及び第二十条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月十七日
関東運輸局長　藤田　礼子

保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
BK－KT－25－000472	耕洋丸	7JBZ	日本	令和七年五月七日	令和七年九月十一日
WR－KT－25－000727					

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月17日
兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,053円」を「１時間1,117円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合20番地１**葛尾風力株式会社**の工場財団に福島県双葉郡葛尾村大字葛尾字野行国有林1078林班他葛尾風力発電所の工作物（建物を除く）及び機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年10月17日

福島地方法務局富岡出張所

香川県坂出市林田町4285番地173**坂出バイオマスパワー合同会社**の工場財団に香川県坂出市林田町字番屋前4285番地173坂出バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年10月17日　　高松法務局丸亀支局

証 票 無 効

所得．復興特別所得．法人．復興特別法人．相続．贈与．地価．消費．印紙．地方消費(譲渡割)税に関する質問検査章

令和７年７月10日交付　第令７―000000009号

宇都宮税務署　財務事務官　伊賀　敏徳　名義分

令和７年９月24日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和７年10月17日　　国　税　庁

国外送金等調書

国外証券移管等調書

国外財産調書

先物取引に関する調書

特定振替国債等の譲渡対価の支払調書

特定振替国債等の償還金等の支払調書

特定新株予約権等・特定外国新株予約権の付与に関する調書

特定株式等・特定外国株式の異動状況に関する調書

上場証券投資信託等の償還金等の支払調書

教育資金管理契約の終了に関する調書

結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書

財産債務調書

住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書

国外電子決済手段移転等調書の提出に関する質問検査章

令和７年７月10日交付　第令７―000000005号

宇都宮税務署　財務事務官　伊賀　敏徳　名義分

令和７年９月24日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和７年10月17日　　国　税　庁

特定口座年間取引報告書

非課税口座年間取引報告書

未成年者口座年間取引報告書

上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書の提出に関する質問検査章

令和７年７月10日交付　第令７―000000002号

宇都宮税務署　財務事務官　伊賀　敏徳　名義分

令和７年９月24日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和７年10月17日　　国　税　庁

報告事項の提供に関する質問検査章

令和７年７月10日交付　第令７―000000002号

宇都宮税務署　財務事務官　伊賀　敏徳　名義分

令和７年９月24日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和７年10月17日　　国　税　庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第９号
沖縄県糸満市字豊原307番地
清算株式会社　ｎａｔｕｇｒｅ株式会社
代表清算人　平良　英隆
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（ヒ）第３０２９号
大阪府松原市西大塚１丁目３番29号
清算株式会社　工藤工業株式会社
代表清算人　藤田　和也
１　決定年月日　令和７年10月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１００６号
千葉県市原市海士有木1738番地10
清算株式会社　株式会社アイトラスト
代表清算人　齋藤　宏司
１　決定年月日　令和７年10月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０２０号
東京都千代田区大手町２丁目３番２号
清算株式会社　ライフタイムコンサルティング株式会社
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第４号
沖縄県浦添市内間４丁目17番３号
清算株式会社　株式会社創遊建築企画
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４３号
東京都中野区松が丘２丁目19番11号
清算株式会社　興和サイン株式会社
代表清算人　髙橋　芳文
１　決定年月日　令和７年９月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
⑴　本協定において、別紙１の表に記載の債権者を協定債権者とする。
⑵　本協定において、別紙２の表に記載の債権者を劣後債権者とする。
２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
３　劣後的債権の免除
劣後債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に劣後債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
４　新たな財産が発見された場合の取扱い
前２項記載の協定債権及び劣後債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、第２項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

管財人辞任

令和３年（再）第１２号
大阪市淀川区西中島６丁目11番31号
再生債務者　医療法人遊心会
再生債務者の管財人　川原　世久は辞任した。
令和７年10月１日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

子会社株式等譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和７年（再）第２４号

東京都港区六本木７丁目15番７号

再生債務者　株式会社オルツ

決定の要旨　令和７年９月18日付け子会社株式等譲渡許可申請書にかかる子会社株式等譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和７年10月１日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲および乙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月九日

掲載頁　五頁

令和七年十月十七日

東京都世田谷区尾山台一丁目一六番八号

（甲）誠香インベストメント株式会社

代表取締役　岸野　誠人

東京都世田谷区尾山台一丁目一六番八号

（乙）株式会社誠香

代表取締役　安藤　香織

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月七日

掲載頁　七十一頁（号外第二二四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月七日

掲載頁　七十一頁（号外第二二四号）

令和七年十月十七日

名古屋市港区小碓三丁目一〇一番地久野ハイツ四〇一号

（甲）三立興業株式会社

代表取締役　竹之内　仁

名古屋市港区小碓三丁目一〇一番地久野ハイツ四〇三号

（乙）株式会社ジンカンパニー

代表取締役　竹之内　仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食店舗経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年十月八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月二十二日
掲載頁　五十二頁（号外第二一二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月八日
掲載頁　五十七頁（号外第二二五号）

令和七年十月十七日
千葉県成田市はなのき台一丁目一九番地一
（甲）Ａｎｔｈｅｍ　ｄｅｓｉｇｎ株式会社　代表取締役　髙橋　由美
千葉県成田市並木町二二〇番地一〇
（乙）株式会社ＪＰＮ　代表取締役　髙橋　正樹

吸収分割公告

左記会社は令和七年十二月一日を効力発生日として、吸収分割して甲は乙のＡ－ＰＥＴシート製品の製造及び販売に係る事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mcgc.com/ir/index.html
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十九日
掲載の頁　九十三頁（号外第一七二号）

令和七年十月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（甲）三菱ケミカル株式会社　代表取締役　下平　靖雄
東京都千代田区東神田二丁目五番一五号
（乙）ジェイフィルム株式会社　代表取締役　髙岡　祐介

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社パルプランニング（乙、住所東京都新宿区新宿五丁目一七番五号）の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十七日
掲載頁　五十四頁（号外第二〇八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十七日
掲載頁　五十三頁（号外第二〇八号）

令和七年十月十七日
東京都新宿区新宿五丁目一七番五号
マジオネットＨＤ株式会社　代表取締役　松本　義弘

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社マジオブルームキッズ（乙、住所東京都日野市百草一八八番地）の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十七日
掲載頁　五十四頁（号外第二〇八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十七日
掲載頁　五十四頁（号外第二〇八号）

令和七年十月十七日
東京都新宿区新宿五丁目一七番五号
マジオネットＨＤ株式会社　代表取締役　松本　義弘

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社マジオＤＳ東海（乙、住所東京都新宿区新宿五丁目一七番五号）の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十七日
掲載頁　五十四頁（号外第二〇八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十七日
掲載頁　五十四頁（号外第二〇八号）

令和七年十月十七日
東京都新宿区新宿五丁目一七番五号
マジオネットＨＤ株式会社　代表取締役　松本　義弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　四十五頁（号外第一五二号）

令和七年十月十七日
東京都江東区亀戸二丁目二六番一〇号
（甲）ＩＳＯＢＥ　ＧＲＯＵＰ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社　代表取締役　磯部　武秀
東京都江東区亀戸二丁目二六番一〇号
（乙）磯部塗装株式会社　代表取締役　磯部　武秀

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月二十九日
掲載頁　四頁

令和七年十月十七日
東京都江東区亀戸二丁目二六番一〇号
（甲）ＩＳＯＢＥ　ＧＲＯＵＰ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社　代表取締役　磯部　武秀
東京都品川区東品川一丁目二番五号
（乙）ヤマギシリフォーム工業株式会社　代表取締役　磯部　武秀

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＳＯＭＰＯヘルスサポート株式会社（乙、住所東京都千代田区神田淡路町一丁目二番三号）のリテール事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十三日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一二〇頁（号外第一五〇号）

令和七年十月十七日
東京都千代田区霞が関三丁目七番三号損保ジャパン霞が関ビル
ＳＯＭＰＯウェルビーイング株式会社　代表取締役社長　大場　康弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月三十日
掲載頁　一三四頁（号外第二一九号）

令和七年十月十七日
奈良県葛城市中戸三八九番地
（甲）株式会社足高メリヤス　代表取締役　玉中　博貴
奈良県葛城市中戸三八九番地
（乙）足高メリヤス株式会社　代表取締役　足高　宏和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在北九州市戸畑区牧山新町一番三八号　名称ゾーン戸畑店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月七日

掲載頁　七十三頁（号外第二二四号）

令和七年十月十七日

愛媛県新居浜市高木町三番一三号

（甲）合同会社日光商事

代表社員　株式会社日光ホールディングス

職務執行者　川井　祐介

北九州市八幡西区本城東五丁目二番三三号

（乙）株式会社ゾーン

代表取締役　金村　浩二

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＲＨ（住所東京都港区六本木四丁目八―七―Ｂ一Ｆ）に対して当社の投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月九日

掲載頁　六十頁（号外第二二六号）

令和七年十月十七日

東京都港区六本木四―八―七　株式会社Ｈ

代表取締役　林　亮　治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社オリエントビル（住所東京都台東区上野五丁目一一番二号）に対して当社が経営する日本語学校「東京上野日本語学院」（東京都台東区上野五丁目一一番二号）に係る日本語学校運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十七日

山梨県甲府市高畑一丁目二三番三〇号

有限会社オリエントビル

代表取締役　三枝慶一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月四日であり、組織変更後の商号は株式会社ファン＆ブライトとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十七日

青森県八戸市桜ケ丘二丁目三七番三号

合同会社みらい

代表社員　嶋本　満恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十七日

千葉県松戸市松戸新田五七五番地の二五みのり台オオイビル一Ｆ

合同会社Ｇｒａｎｄ　Ｄｒｅａｍ　ｃｏ

代表社員　後藤　崇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十七日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二Ｆ　合同会社レブサム

代表社員　土岐　好隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル２―ｃ

合同会社Ａｃｅｐｉｒｅ

代表社員　阿部　大飛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十七日

神奈川県横浜市旭区上白根二―四三―三

合同会社Ｌ―ＳＴＡＧＥ

代表社員　島森　龍

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十七日

石川県金沢市直江町二二〇三番地

Ｔ＆Ａアドバイザーズ合同会社

代表社員　伊藤　智宜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十七日

神戸市兵庫区駅南通一丁目二番二〇号

アイヲライ十合同会社

代表社員　千田　晃恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十七日

徳島県美馬市脇町大字脇町二九五番地三

合同会社グロリアスＫ

代表社員　新居　博美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百七十二万二千八百円減少することにいたしました。

なお、資本金の額の減少の効力が生ずる日までに、当社が発行している新株予約権の全部または一部が行使された場合及び新株式が発行された場合には、当該権利行使に伴う株式発行及び新株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十月十七日

東京都中央区日本橋本町三丁目八番三号日本橋ライフサイエンスビルディング三

株式会社ＥＬＥＭＥＮＴＳ

代表取締役社長　長谷川敬起

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千六百三十七万四千五百九十九円減少して一億円とし、減少した資本金の額の全部を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　六頁

ただし、当社は令和七年五月一日付で本店移転、令和七年六月一日付で商号変更をしており、旧本店東京都港区六本木三―二―一住友不動産六本木グランドタワー、旧商号Ｎｓｔｏｃｋ株式会社として掲載しております。

令和七年十月十七日

東京都中央区日本橋兜町九―一ＦｉｎＧＡＴＥＢＬＯＯＭ五Ｆ

Ｎｓｔｏｃｋホールディングス株式会社

代表取締役　宮田　昇始

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一千万円減少して一億円とし、減少した資本金の額の全部を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　六頁

ただし、当社は令和七年五月一日付で本店移転、令和七年六月一日付で商号変更をしており、旧本店東京都港区六本木三―二―一住友不動産六本木グランドタワー、旧商号Ｎｓｔｏｃｋ株式会社として掲載しております。

令和七年十月十七日

東京都中央区日本橋兜町九―一ＦｉｎＧＡＴＥＢＬＯＯＭ五Ｆ

Ｎｓｔｏｃｋ株式会社

代表取締役　宮田　昇始

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十八日であり、株主総会の決議は令和七年九月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月十七日

東京都杉並区永福二丁目三二番一八号

株式会社井出興産

代表取締役　井出信一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金壱千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十七日

愛知県岡崎市康生通東二丁目二番地

有限会社パリ

取締役　尾崎奈穂美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五億円減少し八千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月五日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十九日

掲載頁　二二四頁（号外第二一七号）

令和七年十月十七日

神戸市中央区磯辺通四丁目一番三八号

Ｗｉｓｍｅｔａｃフーズ株式会社

代表取締役　新開　裕之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億四千六百十七万七千五百三十二円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月五日であり、株主総会の決議は、令和七年十月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年十月十七日

神戸市中央区磯辺通四丁目一番三八号

西本Ｗｉｓｍｅｔａｃホールディングス株式会社

代表取締役　洲崎　良朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千五百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月十七日

広島県呉市広本町一丁目一三番一号五Ｆ

株式会社ヴィラホールディングス

代表取締役　谷　規正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十七日

福岡県糟屋郡篠栗町津波黒三丁目六番二〇号

有限会社岩商

代表取締役　岩坂　洋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一二、九六四、七九五円減少し九、九七一、二〇五円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十日であり、株主総会の決議は令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十七日

長崎県対馬市美津島町雞知甲一〇三七番地一

美津島環境クリーン有限会社

代表取締役　田中　俊勝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千百四十三万一千五百五十一円、資本準備金の額を三億三千百四十三万一千五百五十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二日

掲載頁　一二三頁（号外第一〇〇号）

令和七年十月十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

エヌブイワイ株式会社

代表取締役　髙橋　英生

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千七百八十二万七千四十円（全額を資本準備金に組入れるものとする）、資本準備金の額を七億七千八百九十八万百四十六円減少し、それぞれ一億円、九億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　六十頁（号外第九十五号）

令和七年十月十七日

東京都千代田区麹町一―四―四

株式会社Ｍ＆Ａクラウド

代表取締役　前川　拓也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億三百八十万二千七百円、資本準備金の額を二十億三百八十万二千六百九十九円減少し、それぞれ三億六百五十九万四千七百二十円、一億六百五十九万四千七百二十円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、取締役会の決議は、令和七年十月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十月十七日

東京都品川区東五反田一丁目七番六号

株式会社串カツ田中ホールディングス

代表取締役　坂本　壽男

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二千五百万円、資本準備金の額を金三千万円、それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　三十八頁（号外第八十三号）

令和七年十月十七日

神奈川県足柄上郡中井町井ノ口二七四六番地五

株式会社ミヤタサイクル

代表取締役　福田　三朗

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月一日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月十七日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

株式会社ミズカラホールディングス

代表取締役　山宮健太朗

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十七日

東京都江東区北砂三丁目五番二三号

株式会社三光製作所

代表取締役　増田　和彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十七日

石川県野々市市押野四丁目一五二番地

北陸プレス工業株式会社

代表取締役　来丸　裕人

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社スノーピーク（乙、新潟県三条市中野原四五六番地）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十四日
掲載頁　四十二頁（号外第八十三号）

（乙）http://www.snowpeak.co.jp/
令和七年十月十七日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階　株式会社ＢＣＪ－８０
代表取締役　杉本　勇次

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるニコラス・ボルツェが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十月十七日
シンガポール共和国、ノルディックヨーロピアンセンター、#〇六―一二、三インターナショナルビジネスパーク
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番一号クイーンズタワーＡ一一階
thyssenkrupp Singapore Pte.Ltd.
日本における代表者
ニコラス・ボルツェ

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00034

令和七年十月十七日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ピーピーエフエー・ジャパン・ワン特定目的会社　取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億四千六百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年九月十二日付官報の号外第二〇六号九十二頁に掲載されています。

令和七年十月十七日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
ＧＬＰ　Ｊａｐａｎ　ＤＨ３特定目的会社
取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億二千七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年九月十二日付官報の号外第二〇六号九十二頁に掲載されています。

令和七年十月十七日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
ＪＤＰ３Ｃｏ－Ｉｎｖｅｓｔ特定目的会社
取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十三億三千三百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年三月三十一日付官報の号外第七十二号一〇八頁に掲載されています。

令和七年十月十七日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
ＧＬＰ所沢ロジスティック特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十五億三千五十万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月九日
掲載頁　六十五頁（号外第一〇三号）
令和七年十月十七日
東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階
シタディーンセントラル新宿特定目的会社
取締役　大平美和子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四千七百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/aia4tmkup3
令和七年十月十七日
東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内　ＧＲＥＦ　Ｊａｐａｎ２特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/aia6tmke59
令和七年十月十七日
東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内　ＡＣＲＥＦ　ＯＳＬ特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年十月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日
埼玉県深谷市上野台三四三五―三
エナジーウィズ株式会社
規約型確定給付企業年金清算人　吉田　純也

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年九月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日
東京都千代田区富士見二―一〇―二
株式会社インターネットイニシアティブ
清算人　西森　大輔

訂正公告

令和七年十月十日（号外第二二七号）掲載の合併公告及び第三十四期決算公告（枠組）中、「千葉県流山市おおたかの森南二丁目三八番地の一〇」とあるは「千葉県流山市大字流山一〇三八番地の三」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月十七日
千葉県流山市大字流山一〇三八番地の三
（甲）株式会社メルテック
代表取締役　山﨑　眞哉
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三〇番一一号ヨートービル三階
（乙）株式会社メルテックホールディングス　代表取締役　竹内　智洋